

【吹田市重度障がい者等就労支援特別事業の御案内】

重度障がい者等就労支援特別事業とは

重度の障がい等がある方に対する就労支援として、雇用施策と連携し、「経済活動」を理由として障がい福祉サービスの利用ができない時間である業務中や通勤中における支援を行います。

1. この事業を利用できる方(対象者)

次のいずれにも当てはまる方

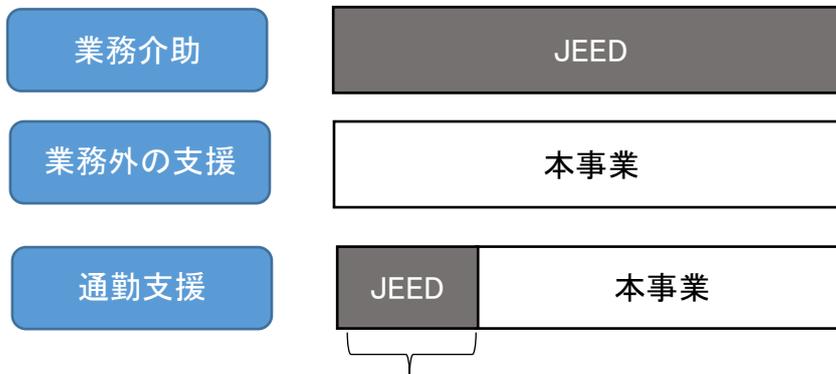
- 本市により重度訪問介護、同行援護、行動援護のいずれかの支給決定を受けている
- 民間企業で雇用されている方(※)、又は自営業の方で、職場や通勤における支援が必要
- 1週間の所定労働時間10時間以上(今後10時間以上になることが見込まれる方も含む)

※就労継続支援 A 型の利用者及び、国家公務員、地方公務員、国会議員、地方議会議員等の公務部門で雇用される方、その他これに準ずる方を除く。

2. サービス内容

【民間企業にお勤めの場合】

民間企業が重度障がい者等を雇用するにあたり、独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構(JEED)の「障害者雇用納付金制度に基づく助成金」を活用して、職場介助者や通勤援助者を委嘱しても、更に支援を必要とする場合に、障がい福祉サービス(重度訪問介護、同行援護、行動援護)と同等の支援を行います。



各年度3ヶ月まで

- 業務介助: 文書の朗読・作成・機器操作・入力作業などのサポート
- 業務外の支援: 姿勢の調整、喀痰吸引、飲食・排泄などの身体的な介助
- 通勤支援: 通勤時の移動支援

【自営業の場合】

自営業者の方の場合、JEED の助成金の対象とならないため、本事業単独で支援を行います。

業務介助	本事業
業務外の支援	本事業
通勤支援	本事業

3. サービス提供事業者

障害者総合支援法に基づく指定障害福祉サービス(重度訪問介護、同行援護、行動援護)の指定を受けている事業者

4. 利用者負担

厚生労働省告示別表に定められている重度訪問介護、同行援護、行動援護の所定単位数に地域単価を乗じて算出した額を支援に要する額とし、その1割を利用者負担とする。

利用者の属する世帯の課税状況等	負担上限月額
生活保護世帯	0円
市町村民税非課税世帯	0円
市町村民税課税世帯	4,000円

※利用者の属する世帯の範囲は、利用者及びその配偶者を世帯員とする。

※本取扱いは本市移動支援事業(地域生活支援事業)と同様とする。